

文京区補助金等チェックシート（予算化・制度設計用）

所属 資源環境部環境政策課指導担当
 問合せ先 03 - 5803 - 1260

1 補助金の名称等

6年度調査

補助金の名称	建築物アスベスト対策調査費助成事業								
根拠規定等	大気汚染防止法第18条の15、文京区アスベスト調査費助成要綱								
創設年月	令和	6	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	
見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	計画事業番号			
	09資源環境費	01資源対策費	03公害対策費	01公害防止費	01公害防止指導				
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	文京区内でアスベストが使用されている建物等の所有者に対し、アスベストの分析調査費を助成することで、解体・改修における事前調査の普及啓発を図り、適正な飛散防止措置を行いながら区民のアスベストによる健康被害を防止することを目的とする。								
補助事業等の内容	区民及び区内中小企業事業者に対し、解体・改修前における建築物等のアスベストの分析調査費を助成する。								
補助対象経費の内容	アスベスト含有事前調査に要した費用 ・検体採取作業費、アスベスト定性・定量分析費、結果書作成費等								
補助事業者等	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕								
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 { 補助率 1/2 } <input type="checkbox"/> 定額 { 補助額 上限10万円、20万円 } <input type="checkbox"/> 補助単価 { 補助単価 単位 } <input type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕								
	①戸建建物:1/2上限10万円、②集合住宅等:1/2上限20万円 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	未定								
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 { }								
補助・単独の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 区単独 <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		負担割合	区	10/10	国	都	補助対象者	
			上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	大気汚染防止法改正により、解体改修工事を行うにあたっては、事前調査を行うこととなった。
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	文京区ではアスベスト問題に関することを文の京自治基本条例の協働・協治に掲げ区と建設業協会と共同宣言している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	区内建築物に特化したものであり、区が主体となって大防法順守を推進していくべきである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	適正な飛散防止措置が図られず、健康被害が生じる危険性がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	区報、ホームページ及びパンフレットにより幅広く区民に通知する予定。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	石綿建材調査有資格者の職員が申請書類の審査を行い、必要に応じて現地確認をした上で助成決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	分析調査を必要とするのは、個人及び事業者であるため、補助金交付が適当である。
	補助金の交付による効果が認められるか	○	建築材料高騰や法改正による制度により個人所有者や中小事業者の負担が増しているうえでの補助制度の効果がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	建築物の規模によりある程度の数の検体数を検査するので補助額は妥当な金額である。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	アスベストの区民の不安解消、適正な飛散防止措置を以て健康被害の防止がなされる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	-	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	-	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	-	

4 交付実績

(件、千円)

項目	6年度(予算)			
交付(見込み)件数	15			
決算(予算)額	2,000			
国庫支出金	0			
都支出金	0			
その他	0			
一般財源	2,000			
年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)				

5 課題及び今後の方向性

大気汚染防止法の改正により、規制対象となる建材が拡大されたため、事前調査の実施を普及啓発し、これまで以上に促していく。